

○警察教養規則

(平成十二年一月二十五日)

(国家公安委員会規則第三号)

改正 平成三年四月一日国家公安委員会規則第五号
警察法施行令(昭和二十九年政令第百五十一号)第十三条第一項
の規定に基づき、警察教養規則(昭和二十九年国家公安委員会規則
第十二号)の全部を改正するこの規則を制定する。

警察教養規則

(この規則の趣旨)

第一条 この規則は、警察教養の基本を定めることを目的とする。

(目的)

第一条 この規則は、警察教養の基本を定めることを目的とする。

(目的)

第二条 警察教養は、警察職員一人一人が、警察法の精神にのつと
り、民主警察の本質と警察の責務とを自覚し、職務に係る倫理(以
下「職務倫理」という。)を保持し、適正に職務を遂行する能力
を修得することを目的とする。

(内容)

第三条 警察教養は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項
について行うものとする。

一 職務倫理を保持させること。

二 階級及び職に応じて組織の管理者としての能力を養うこと。

三 警察に関する学術を修得させ、職務を適正に遂行するための
警察実務に関する知識、技能、体力、判断力及び行動力を養う
こと。

(方法)

第四条 警察教養は、警察大学校、法科学研修所、皇宮警察学校、
管区警察学校、警視庁警察学校、道府県警察学校その他の教育訓
練施設(以下「警察学校等」という。)及び職場において行うも
のとする。

2 警察学校等における警察教養は、警察職員が採用されたとき、
昇任するとき、その他一定期間職場を離れて集中的に教養を行
うことが必要と認められるときに行うものとする。

3 職場における警察教養は、警察職員が職務を遂行しながら修得
すべき内容について、日常的に行うものとする。

(実施)

第五条 警察庁長官は、警察を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、警
察教養の重点を示すものとする。

2 警察庁長官、警察庁の各附属機関及び地方機関の長(当該地方
機関が四国警察支局である場合にあっては、中国四国管区警察局
長)、警視総監並びに道府県警察本部長は、前項の規定により示
された重点に関する事項について、計画的に警察教養を実施しな
ければならない。

3 前項に掲げる者は、教養内容に応じて、学識経験者その他適當
と認められる者による教養を行うことに留意しなければならない。

(平三一公安規五・一部改正)

(細目)

第六条 この規則に定めるもののほか、警察教養制度に関し必要な
こと。

事項は、警察庁長官が定める。

2 この規則及び前項の規定に基づき警察庁長官が定めるもののほか、都道府県警察の職員に対する警察教養に関する必要な事項は、都道府県公安委員会規則で定める。

附 則

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成三一年四月一日国家公安委員会規則第五号）

抄

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

○警察職員の職務倫理及び服務に関する規則

(平成十二年一月二十五日)

(国家公安委員会規則第一号)

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、警察職員の職務倫理及び服務に関する規則を次のように定める。

警察職員の職務倫理及び服務に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、警察職員が保持すべき職務に係る倫理（以下「職務倫理」という。）及び警察職員の服務の基準を定めることを目的とする。

(職務倫理)

第二条 警察職員は、警察の任務が国民から負託されたものであることを自覚し、國民の信頼にこたえることができるよう、高い倫理観の涵養に努め、職務倫理を保持しなければならない。

2 前項の職務倫理の基本は、次に掲げる事項とする。

- 一 誇りと使命感を持つて、國家と國民に奉仕すること。
- 二 人権を尊重し、公正かつ親切に職務を執行すること。
- 三 規律を厳正に保持し、相互の連帯を強めること。
- 四 人格を磨き、能力を高め、自己の充実に努めること。
- 五 清廉にして、堅実な生活態度を保持すること。

(服務の根本基準)

第三条 警察職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務

し、かつ、その職務の遂行に当たっては、不偏不党かつ公平中正を旨とし、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(法令等の厳守)

第四条 警察職員は、その職務の遂行に当たっては、法令、条例、規則及び上司の職務上の命令を厳守し、その権限を濫用してはならない。

(信用失墜行為の禁止)

第五条 警察職員は、國民の信頼及び協力が警察の任務を遂行する

上で不可欠であることを自覚し、その職の信用を傷つけ、又は警察の不名誉となるような行為をしてはならない。

(個人に関する情報の保護)

第六条 警察職員は、職務上個人に関する情報の取扱いが多いことを自覚し、正当な理由なく、職務上知り得た個人に関する情報を漏らしてはならない。

(職務の公正の保持)

第七条 警察職員は、職務に支障を及ぼすおそれがあると認められる金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供應接待を受け、又は職務に利害関係を有する者と職務の公正が疑われるような方法で交際してはならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。